

令和3年(ネ)第247号「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原状回復等請求控訴事件

第1審原告ら 今野秀則ほか

第1審被告ら 国・東京電力ホールディングス株式会社

第1審原告ら第15準備書面

～損害拡大についての国の責任が認められる時点について～

仙台高等裁判所第1民事部 御中

2023（令和5）年 8月 28日

第1審原告ら訴訟代理人

弁護士 高 橋 利 明 代

弁護士 小 野 寺 利 孝 代

弁護士 大 塚 正 之 代

弁護士 原 和 良 代

弁護士 白 井 劍

ほか

1 第1審被告国の損害拡大責任の時点について

第1審原告らは、第1審被告国の損害拡大責任について、同原告ら第8準備書面において、次の5つの責任を主張し、第11準備書面において、その法的根拠を明らかにした。その際、法的根拠の適用される時点について釈明を求められたため、本準備書面においては、第1審被告国の責任が生じる時点について明らかにする。

2 除染技術、減容化技術、流出防止技術等を開発する義務と責任について

(1) 第1審被告国の認識について

第1審被告国は、わが国に原発を導入するに際して、もし事故が起きた場合、どの程度の被害が生じるのかについてシミュレーションを行っている。すなわち、科学技術庁は、日本原子力産業会議に対し、大型原子炉事故の可能性及び公衆損害に関する試算を委託した。その調査結果は、「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害に関する試算」の報告書としてとりまとめられている（甲C第163号証の1）。同様のシミュレーションは、米国でも行われており（W A S H 7 4 0）、そのシミュレーションを参考にして日本でも行われたものである。その目的は、同報告書にあるとおり、「本試算は、近い将来、我が国に設置される大型原子炉が何らかの原因で大事故を生じた場合に公衆に対して(人数や金額でいって)どれくらいの損害を生じうるであろうことを把むことを目的とするものである。」。合理的な範囲内で一般性をもたせるといふ基本的考え方に立っている。また前提条件として非常に悪い場合を取り上げるが、その評価は過小評価の側にあるといえるとする。その結果、損害額の試算を行っている。その中で、「沈着と雨による降下」と題して、「原子炉から放散された放射性物質が

微粒子あるいは気体として拡散する場合地表面に沈着したり、また雨によって沈着したりすることが当然予想されよう。この問題は、原子炉事故の発生または原子炉の煙突等からの気体放射性物質廃棄にともなって、風下地域の農作物、牧草、公衆の居住に大きな影響を及ぼす重要なものであることは明らかである。」としている。その試算結果は米国の WASH 740 と同様のものであった。また、WASH 740 のシミュレーションは、熱出力 50 万 kW（電気出力では約 17 万 kW）の原子力発電所が対象にされ、その結論として、

- ① 最悪の場合、3400 人の死者、4 万 3000 人の障害者が生まれる。15 マイル（24 キロメートル）離れた地点で死者が生じうるし、45 マイル（72 キロメートル）離れた地点でも放射線障害が生じる。
- ② 核分裂生成物による土地の汚染は、最大で 70 億ドルの財産損害を生じる。すなわち、70 億ドルを当時の為替レート（1 ドル当たり 360 円）で換算すれば、2 兆 5000 億円であり、その年の日本の一般会計歳出合計額は 1 兆 2000 億円であるから、その 2 倍以上の損害が生じ得るということになる（甲 C 第 163 号証の 2）。したがって、とても原発事業者のみで発生する損害の賠償をすることは困難であり、米国のプライス・アンダーソン法と同様、損害が高額となる場合には、第 1 審被告国がこれを支援することが必要不可欠であり、原賠法において第 1 審被告国が支援することとされたのである。それと同時に、災害が起きれば、「沈着」という言葉からも明らかかなように、容易には放射性物質を地層から除去できず、広範な地域の放射性物質を除去するためには、除染技術等の開発が必要であることを、第 1 審被告国は十分に認識できていたのである。

すなわち、第 1 審被告国は、原賠法（昭和 36 年法律第 147 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）が制定される昭和 36 年の時点において、これらの災害対策として、国は、国土並びに生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有しており（同法 3 条）、原発事故が生じた場合の被災を防止するため、除染技術等の開発をする必要性があることを認識していたものと言ふべきである。

そして、この時点では、まだ除染技術等の開発をする義務があったとまでは言えない、あるいは、もっと直近での技術開発をすれば、第 1 審原告らは早期にふるさと津島に帰還ができていたはずだという場合には、直近過失として、原災法が成立した時点における除染技術等の開発義務を主張する。

すなわち、JCO 事故を契機として、我が国に於いても重大な原発事故が起きたことから原災法を制定することにより、国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第 3 条第 1 項の責務を遂行しなければならない旨が明らかにされており（原災法 4 条）、遅くとも、この時点においては、原発事故が起きて被災者が避難をした後、戻ることができるよう除染技術等の開発に着手し、実施する義務を有していたというべきである。

(2) 第 1 審被告国の除染義務の履行状況について

第 1 審被告国は、本件原発事故が起きたことから制定された平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の

事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「汚染対処特措法」という。）に基づき、第1審原告らが居住する津島地区を含む広範な区域について、除染をする義務を負っており、また、線量の高い地域では、これまでの技術では除染ができないことから、除染技術等の開発を行ってきた。本来、このような法律は昭和36年に具体化すべきであり、また、遅くとも、原災法ができた時点において具体化し、除染技術の開発を実施すべきであったものである。

平成23年11月11日、「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針の概要」が閣議決定された（甲C第163号証の3）。それによれば、除染技術等の開発に関して、6（2）において、

「（2）調査研究、技術開発等の推進

国は、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立環境研究所等をはじめとする様々な研究機関の取組の支援及びこれらの研究機関との連携の確保を行うなど、除去土壌等の量の抑制のための技術や、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌の減容化のための技術の開発・評価・公表を積極的に進めるものとする。また、国は、環境汚染への対処に係る新規技術、材料等について、実用可能性や費用対効果を評価・公表する仕組みを構築し、産学官の研究開発の成果を活用するものとする。」

とした。

以上のような決定に基づいて、環境省は、毎年度、全体からすると、ごくわずかな金額である2億円の費用をもって除染技術等の公募を行ってきたが、平成26年を過ぎると、中間貯蔵施設のための減容化、流出防止技術の開発は継続するも、除染技術については募集をしなくなり、現在に至っている。

(3) 除染技術等開発の必要性

その結果、第1審原告らは、本件原発事故から13年近くが経過しようとしている中で、未だにふるさと津島への帰還が叶わない状況に置かれている。被災地の除染が進まないことから、日本学術会議・農学委員会・土壌科学分科会は、2014年（平成26年）8月25日、除染を進めるため、次の5つの提言を行っている（甲C第163号証の4）。

提言1 除染廃土の減容化

除染廃土の運搬、集積、処理を円滑化するため、放射性セシウムを濃縮分離し、全体を減容する技術の開発と実用化を急ぐこと。

提言2 住民参加の納得できる除染の推進と技術の選択肢の拡大

今後、居住制限地域、避難指示解除準備地域はもとより、避難指示解除地域でも除染事業終了後、空間線量率の一層の低減を行う必要がある。

避難指示解除地域等では住民の主体的参加の促進による納得できる除染をすすめるとともに技術の選択肢を拡大すること。汚染土を遠隔地に搬出・隔離する発想だけでなく、土壌固定セシウムの偏在と土壌・水がもつ遮蔽効果を活用した原位置での汚染土の埋め込み処理等による除染を効果的に導入すること。

提言3 山林の除染と汚染森林の合理的管理

山林の除染については、箇所ごとに汚染実態、空間線量率への影響、居住地での外部被曝増加リスクが異なり、除染行為による弊害も指摘されることから、効果を科学的に確認したうえ、慎重に行うこと。汚染森林へのアクセス制限、林産物の収穫制限等の管理の実施を急ぐこと。

提言4 ため池、湖沼等における底泥の汚染対策

底泥の浚渫による除染は方法によっては弊害も指摘されるため、ため池、湖沼等の除染については、その実態を把握し、除染の必要性、技術の選択と効果について十分な検討を加えたいうで住民の意見を尊重して行うこと。

提言5 山間部での一部水田の高濃度汚染米対策

排水が悪く、田面または表土に多量の落葉、雑草等の有機物が溜まりやすい水田では夏季に稲による異常なセシウム吸収が起こる恐れがあるため、稲によるセシウム吸収抑制対策を講じること

(4) 除染技術等の開発の可能性

第1審被告国は、試行的除染において、山林については14%程度の除染しか進まず、また、それ以外の宅地、道路、農地については50%近い除染が可能であったものの、再度の除染によってはなかなか大きな低減には進まず、新たな除染技術等の開発をする必要性は現在も続いている。そして、実際にも、例えば、独立行政法人日本原子力研究開発機構量子ビーム応用研究部門は、株式会社マキノとともに「イオンコーティング技術による高放射線汚染土洗浄用装置の汚染防止効果」（化学工業論文集第39巻第4号405-410頁）について論文を公表（甲C第163号証の5）しており、また、減容化技術として、「セシウム汚染土壌を対象とした加熱化学処理パイロット実証」（神鋼環境ソリューション技報 Vol.13 No.1（2016/9））では中間貯蔵施設での減容化技術の実証的研究が行われている（甲C第163号証の6）。佐藤工業は、平成23年から24年にかけて、高性能洗浄装置を用いた放射性土壌の除染による土壌の再生利用および放射性廃棄物の減容化に取り組んでいた（甲C第163号証の7）。

その他にも、環境省には、2016年3月まで、多くの除染技術が登録されている（甲C第163号証の8）。これらの例からも分かる通り、第1審被告国が予算を組んで必要な除染技術の開発等を実施すれば、国土の喪失を免れるだけではなく、第1審原告ら被災地の住民が帰還することも可能になるのにもかかわらず、第1審被告国は、現在に至るも除染技術等の開発を十分に行わず、その結果、第1審原告らは未だにふるさと津島に戻れない状態が続いている。すなわち、第1審被告国は、遅くとも、原災法が成立して以降、除染技術等の開発を実施すべき義務を負い続けており、本件原発事故後においてもその義務の履行を怠っている結果として、第1審原告らは、未だにふるさと津島に戻れない状態が続いているのである。

3 原発の危険性を近隣住民に周知させる義務と責任について

放射線による被ばくというのは、人間の五感では感じ取ることができないこと、また、空間線量というのは絶えず変動しており、場所によって異なることなどから、被ばくの程度がどれくらいあるのかについて、自ら判断することができないこと、したがって、原子力災害については、一般的な災害と異なり、被災者が自らの判断で対処できるようにするためには、放射線等に関する概略的な知識を必要とすることは、原子力発電所を設置する時点から明らかになっていたことである。また、第11準備書面に挙げたとおり、昭和54年3月にスリーマイル島原発事故が起きた際には、原子力安全委員会原子力発電所等周辺防災対策専門部会は、原子力委員会月報6月号（第25巻6号）に「原子力発電所等周辺の防災対策について」という論文を公表して、以上の点を指摘したうえ、原子力防災対策の立場から重要な被ばくとして考えなければならないのは、放射性プルームの通過にともなう希

ガス及びヨウ素のガンマ線による外部全身被ばく並びにヨウ素の吸入による甲状腺被ばく、食物等の摂取による甲状腺被ばくが挙げられるということを表明し、「原子力防災についての正しい理解に基づいた対応が行われれば、万一の放射性物質の大量の放出という事態においても有効にその影響を軽減することができるものと考えられる。」と述べている（甲C第163号証の9）。そして、原発を起点として半径30キロメートルの範囲内では、放射性プルームが通過する可能性があり、原発事故の際にその危害が及ぶ可能性があるのであるから、少なくとも、その時点において、第1審被告国は、原発から半径30キロメートルの範囲内の地域周辺住民に対し、放射線についての基礎的な知識を与えておく義務があったと言ふべきである。そして、更に原災法が成立した時点においては、放射線の知識が作業員に与えられていなかった結果として、作業員が被ばくし死亡するという事件が起き、その現実的な対策の必要性（放射線の知識を与えることの必要性）が具体化したことから原災法を制定したのである。したがって、遅くとも、その時点において、原災法4条1項または2項に基づいて、放射線についての基礎的な知識を福島第一原発から概ね半径30キロメートル以内に居住する第1審原告らに対し提供する義務があったと言わなければならない。もし、第1審原告らがそのような知識を与えられていれば、放射線量を測定する必要があることを認識し、本件原発事故が生じた際にも、線量を測定して危険な放射線量に達したことが分かれば、直ちに屋内に退避し、あるいは、遠方に避難をするなどし、また、自然の水を飲まないよう配慮し、ヨウ素剤を服用することにより、高線量による外部被ばく及び内部被ばくを免れることができたのである。このたび原賠審は、第五次追補において帰還困難区域における被ばくによる不安慰謝料を認め、第1審被告東電もこれを認めて支

払う方針を採ったのであるが、そのことについて、第1審被告国にも責任があることは明らかである。

4 ICRPの勧告を実現できるよう除染計画を立てる義務と責任について

ICRPは、本件第1原発事故以前から、緊急被ばく状況から現存被ばく状況に移行した後も除染を継続し、速やかに通常の計画被ばく状況へ移行し、公衆の被ばくを年間1mSv以下にすべき義務があることを勧告していたことは、第1審原告ら第8準備書面において述べたとおりである。ICRPは、原発を安全に推進するためにできた組織であり、原発の有効性を認めながら、同時に被ばく量を裁量により低く抑えるための勧告を実施してきた組織である。したがって、ある程度の被ばくを受忍するよう求める内容となっているが、そのICRPでさえ、一般公衆の被ばくを1mSvという「拘束値」でその上限を示しているのである。すなわち、「線量拘束値は、計画被ばく状況（患者の医療被ばくを除く）における線源からの個人線量に対する予測的かつ線源関連の制限であり、その線源に対する防護の最適化における予測線量の上限値となっている。線量拘束値は、これを超えれば、与えられた被ばく源に対して防護が最適化されているとは言えず、したがってほとんどいつも対策をとらなければならない線量レベルである。計画被ばく状況に対する線量拘束値は、防護の基礎レベルを代表しており、関連する線量限度よりも常に低いであろう。計画策定中においては、関係している線源は拘束値を超える線量を意味していないことが保証されなければならない。防護の最適化は、拘束値よりも低い、容認できる線量レベルを確立するであろう。そのとき、この最適化されたレベルは、計画された防護対策への期待される成果とな

る。」としている（ICRP 2007年勧告の「5.9.1. 線量拘束値」（日本語訳59頁））。これは、大衆一般としては平均的個人を中心として考えるのであるが、「防護の最適化に用いられる方法の大多数は、社会及び全被ばく集団に対する便益と損害を重視する傾向にある。便益と損害の2つは社会の中で同じ分布をしそうにないので、防護の最適化は、ある人と他の人との間に大きな不公平を生ずるかもしれない。この不公平は最適化の過程の中に個人線量についての線源関連の限定を導入することにより、制限することができる。委員会は、これらの線源関連の限定を線量拘束値と呼ぶ。これは、いままで上限値と呼ばれていた。線量拘束値は防護の最適化の重要な部分をなすものである。」（同60頁）。そして、ICRPは、事故が起きた場合のことを想定して、「緊急避難状況」「現存被ばく状況」を「計画的被ばく状況」とは別に設けているが、長期的には、できる限り、計画的被ばく状況における年間1ミリシーベルトよりも低い値にすることが要請されているのである。

また、ICRPは、100ミリシーベルトの被ばく量を越える場合には有意に癌死亡率が上昇すること、また、累積被ばくの場合、一時期の被ばくを較べると、線量・線量率効果（略称DDREF）は半分になるとし、これを $DDREF = 2$ と表現していることは原審で明らかにしたとおりである。 $DDREF = 2$ ということは、一時の被ばくの倍の線量まで許容できるとするもので、仮に100ミリシーベルトで有意に癌死亡率が上昇するとすれば、累積被ばくの場合、200ミリシーベルト以上になると、有意に癌死亡率が上昇するということになる。ただし、WHOは $DDREF = 2$ とする確実な証拠はないことから、 $DDREF = 1$ を採っており、 $DDREF = 2$ とすることについては、必ずしも明確な証拠に基づくものではないことはICRPも

認め、職業被ばくの上限を年間20ミリシーベルトを5年間とし、総被ばく線量が100ミリシーベルト以内になるよう設定しているのである（動物実験の結果では、 $DDREF = 2$ とする根拠があるとしても、利用された動物はマウスであり、その寿命は、わずか3～4年でしかなく、70～80年生存するヒトの場合と同視することはできないことは、第1審において詳細に述べたところである）。しかし、いずれであるとしても、仮に事故が起きて避難をするとした場合、帰還した避難者の累積被ばく線量の総量が100～200ミリシーベルト以下になるようにするための除染計画を立て、少なくとも、原発所在地から半径30キロメートルの範囲内の地域住民に対しては、安心して戻れるよう少なくとも年間1ミリシーベルトまでの除染計画を立てて、万が一事故が起きても、除染をするから安心して伝えるべき義務があったというべきである。そして、ICRPがそのことを明示して勧告をしたのは、遅くとも1990年の勧告においてであり、その当時から公衆被ばくの上限值（拘束値）については年間1ミリシーベルトである旨を明示していたのである（甲C第163号証の10、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 ATOMICA_09-04-01-08）。したがって、第1審被告国は、遅くとも1990年頃には、年間1ミリシーベルトまでの除染計画を立てて、万が一事故が起きた場合には、そこまでの除染をするので安心してよう第1審原告らをはじめとする周辺住民らに対し、その旨の除染計画を示すべき義務があったというべきである。既に本件原発事故から13年近くが経過しているにもかかわらず、第1審被告国は、そのような除染計画さえ立てることをせず、かつ、第1審原告らの除染請求の主張を争っている。もし、除染をする義務はないという第1審被告国の主張が認められるとすれば、柏崎刈羽原発など他の原発においても、除染義務はないと

ということになり、同様の事故が起きた場合、ふるさとである柏崎市、刈羽村も消滅してかまわないということの意味している。柏崎市民及び刈羽村民がそのようなことを承知して原発の再稼働を容認することなどあり得ないことであり、また、そのようなことは許されるべきことではないことは、明らかである。そして、少なくとも、JCO臨界事故が起き、原災法が施行された2000年には、しっかりとした除染計画を立てて、避難を余儀なくされた住民が生じても、避難をした住民が戻って生活ができるようにする義務があったものというべきである。

5 IAEAの勧告に従い避難計画を立てる義務と責任について

国際原子力機関（IAEA）は、2002年、安全基準文書（GS-R-2）を刊行し、同安全基準において、予防措置を行う地域の範囲（PAZ）及び緊急防護措置を計画する地域の範囲（UPZ）を予め定めること、緊急防護措置を実施するための運用上の介入レベル（OIL）を定めること等を示し、第1審被告国を含む加盟各国に対し、これらの安全基準を採用するよう求めていたことは第11準備書面に記載したとおりである（甲C第160、161号各証）。そして、少なくとも2002年には、原災法が施行されており、この安全基準を取り入れて、原災法4条2項に基づき、第1審原告らが居住する原発から半径30キロメートル以内の地域住民に対し、避難計画に基づいて避難訓練をするよう関連地方自治体に求める必要があった。しかし、第1審被告国は、日本では大事故は絶対に起きないと虚偽の宣伝をしていたため、その必要性があるにもかかわらず、これを拒絶し、避難計画を立てることさえしなかったのである。もし、IAEAが示すような避難計画を立てていれば、本件原発事故に際しても、第1審原

告らのみならず、浪江町及び浪江町民も、屋内に避難をし、あるいは、線量の低い地域に避難をするなどして、被爆を回避することができ、その結果、被ばくしたことに怯えることもなかったのである。したがって、第1審被告国は、遅くとも2002年には、第1審原告らが居住する福島第一原発から半径30キロメートルの区域内において、避難計画を立てるべき義務があり、第1審被告国は、その義務を怠り、その結果、第1審原告らは、著しい被ばく不安を抱かざるを得ない状況にさせられたのである。

6 SPEEDIの結果を被災地住民に速やかに伝える義務と責任について

第1審被告国は、緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害事後対策の実施のために必要な措置として、事故後の放射能影響予測を実施し、周辺住民にその事実を伝え、避難ができるようにするため、100億円以上もの費用をかけて原発緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDI）を作り、原発周辺自治体に対し、事故があった場合、線量の予測ができるから安心するよう伝えてきた。したがって、本件原発事故が起きた際、第1審被告国は、多額の国費をかけてSPEEDIを開発した以上、①正確な予測をする責務があったのかかわらず、日本では過酷事故は起きないとして、敢えて、電源喪失の事態が起こることに目をつぶり、その結果、初期ベントにおける段階からの線量の情報を正確に把握することができなかつた過失があること、②仮に初期データの把握の不足により、正確な予測まではできなかつたとしても、第1審被告国は、津島地域の線量が高いことは福島第一原発事故でベントを開始した3月12日の午後の時点では認識できていたのであるから、その事実を線量の高い地域である

津島地域の住民または、同地域を管轄する浪江町に対し、迅速に伝えるべきところ、これを怠り、浪江町役場にはもちろん津島地区の住民にも一切知らせなかった過失がある。この点については、第1審原告ら第8準備書面にも記載したとおりである。したがって、第1審被告国の過失は、本件原発事故が起きて間がない時点であり、遅くとも2011年3月12日には、その旨の連絡を、浪江町及び第1審原告らに伝達すべき義務を怠ったものというべきである。

7 まとめ

第1審被告国は、上記の1から5までに記載したとおり、

- (1) 除染技術、減容化技術、流出防止技術等を開発する義務と責任については、原賠法施行時において除染技術等の開発する義務を有していたものであるが、遅くとも、第1審被告国は、原災法施行時以降、同法4条に基づき、第1審原告らが帰還できるよう、除染技術等を開発する義務を負い続けている。
- (2) 原発の危険性を近隣住民に周知させる義務と責任については、昭和54年6月にはスリーマイル島事故を受けて、第1審被告国は、原発周辺住民に対し、原子力事故の危険性について基礎的な知識を周知させる義務が生じており、原災法施行後は、原災法4条1項または2項により、自ら、又は地方公共団体に命じて、原子力についての基礎的な知識を、第1審原告ら及び原発周辺住民に伝達する義務があったというべきである。
- (3) 除染計画を立てる義務と責任については、ICRPの1990年勧告当時から、一般公衆が1ミリシーベルト以下の被ばくになるよう除染計画を立てる必要があったところ、少なくとも、原災法が施行された2000年には、同法4条1項または2項に基づき、それ

ぞれの原発所在地において、地域社会が消滅しないような水準にまで除染する内容の除染計画を立て、または自治体に立てるよう求める義務があったものというべきである。

- (4) 避難計画を立てる義務と責任については、I A E Aが2002年に刊行した安全基準に従い、第1審被告国は、原災法4条1項または2項に基づいて、避難計画を立て、又は、地方公共団体に対し、避難計画を立てるよう求める義務があったにもかかわらず、第1審被告国は、日本の原発は事故を起こさないとして、敢えて、I A E Aの安全基準を採用することに抵抗し、2002年以降、避難計画を立てることを地方自治体に求めることなく、その義務を怠ったのである。

- (5) S P E E D Iの結果を被災地住民に速やかに伝える義務と責任については、第1審被告国は、2011年3月12日には、浪江町及び第1審原告ら津島住民に対し、津島地区の線量が高いことについて、伝達すべき義務があり、これを怠った過失がある。

そして、(1)、(3)の義務を怠った結果として、福島第一原発事故から12年以上が経過するにもかかわらず、今なお、第1審原告らがふるさと津島に帰還することができない現状を生み出しているのである。また、(2)、(4)、(5)の義務を怠った結果、これらの過失が相まって、第1審原告ら津島住民は、高線量による被ばくを余儀なくされたのである。

第1審被告国は、これらの義務を履行することは容易にできることであるにもかかわらず、そのすべてを怠り、そのため原発事故後13年が経過しようとしている現在においても、第1審原告らを帰還ができない状態に置いており、また、本件原発事故に際して、危険性を知らされなかったので子どもらも含めて屋外を飛び歩いて

津島町民の世話をし、津島の水を飲み、津島の新鮮な野菜を食べるなどした経過があるため、第1審原告らは、言いようのない不安感を抱いているのである。第1審被告国が、そのことについて、何らの謝罪もしないまま、津島地域を放置し、かつ、上記の義務を怠ったままで、原発の再稼働を画策している事実は、第1審原告らの被害感情を著しく大きなものにしてしているのである。

(以 上)